

中間前金払の導入について

1 趣旨

石巻地方広域水道企業団が発注する建設工事において、受注者への円滑な資金提供を図ることにより、下請業者への適切な支払い、受注者の資金繰りの改善、事業経営の安定化に寄与すること等を目的に「中間前金払」を導入します。

2 中間前金払とは

当初の請負代金額の10分の4以内の前金払に加えて、工期半ばで更に請負代金額の10分の2以内を前払金として追加で支払う前金払のことをいいます。

3 中間前金払の主なメリット

工事現場での出来高検査を要せず、書面のみでの確認となるため、比較的簡単な請求手続で工事代金を受領することができます。

4 対象工事

請負代金額が300万円以上で、既に前払金の支払を受けている工事とします。

5 認定要件

中間前金払を請求するためには、部分払が行われていないことのほか、次の要件すべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。）が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

6 継続費又は債務負担行為に係る契約

継続費又は債務負担行為に係る契約の中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対して請求することができます。

なお、その場合、上記5の要件については、「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」に、「当該工事」を「当該年度の工事」に、「請負代金額」を「当該会計年度の出来高予定額」にそれぞれ読み替えて適用します。

7 中間前金払と部分払の併用

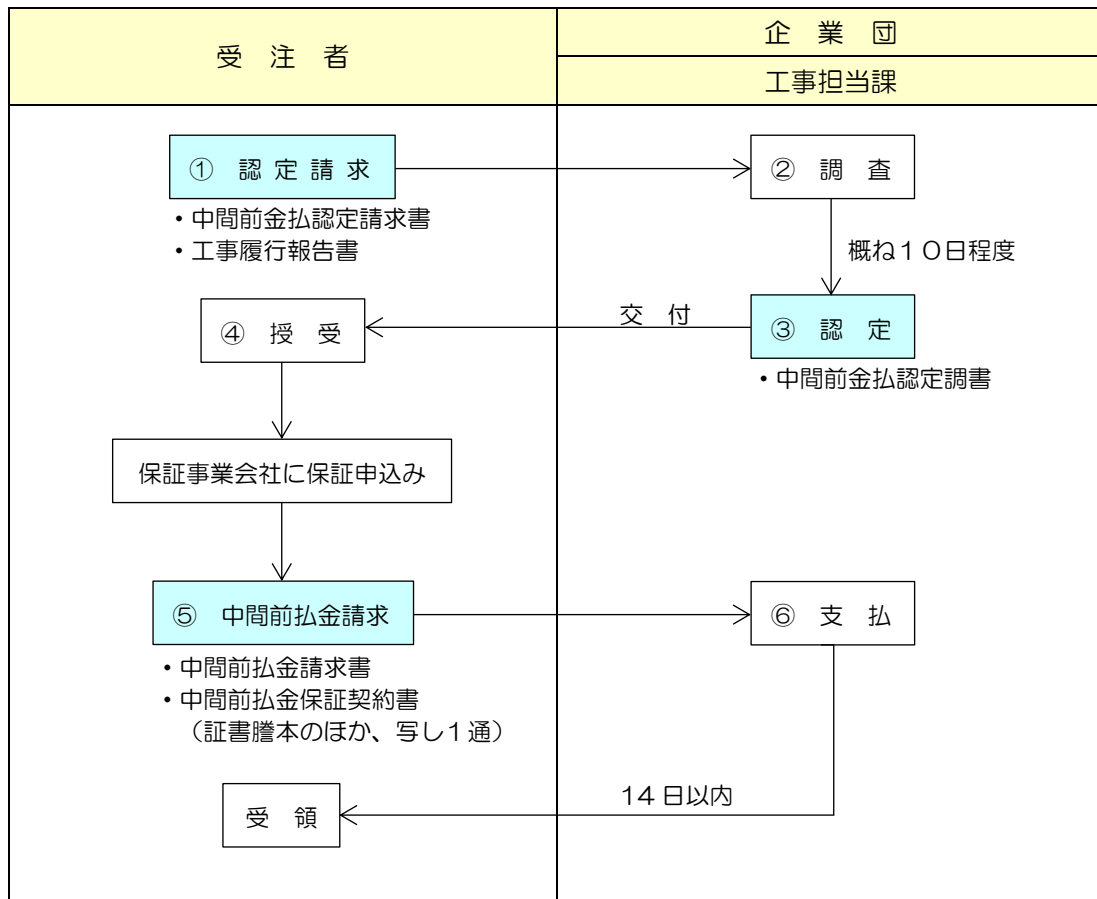
中間前金払と部分払の併用は次のとおりとします。

- (1) 中間前金払の請求を行った後も部分払の請求はできますが、この請求は、工期中に

において、前払金及び中間前払金を受けたものにあつては1回、前払金のみを受けた場合にあつては2回、前払金を受けないものにあつては3回を超えることはできません。

(2) 部分払の請求を行った後に中間前払金の請求をすることはできません。

8 中間前払金の手続きの流れ



- ① 受注者は、「中間前払金認定請求書」と「工事履行報告書」を工事担当課に提出することで認定の請求を行います。
- ② 工事担当課は、項目5に掲げる認定要件を満たしているか調査（原則として「工事履行報告書」による書面確認とし、現地確認は行わない。）を行います。
- ③ 工事担当課は、調査結果を「中間前払金認定調書」により受注者へ交付します。
- ④ 認定を受けた受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行い、保証契約を締結します。
- ⑤ 受注者は、保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、「中間前払金請求書」に当該保証証書（謄本のほか、写し1通）を添えて工事担当課へ中間前払金の請求を行います。
- ⑥ 工事担当課は、請求を受けた日から14日以内に、受注者の指定する金融機関へ中間前払金の振込みを行います。

9 適用月日

令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用します。

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713